

管理者の業務に支障がないとして他の従業者との兼務が認められる場合

(1) 又は (2) のいずれかに該当する場合。

ここにいう兼務とは、例えば、訪問介護（訪問介護相当サービス）事業所の管理者とサービス提供責任者との兼務では、勤務時間帯を切り分けることなく、一日の勤務時間を通して両方の職務を行っている場合をいいます。

(例) 訪問介護（訪問介護相当サービス）事業所の管理者兼サービス提供責任者
9時～18時 8時間勤務

(1) 同一事業所内における兼務

	居宅サービス事業所等の種類	兼務が認められるもの
1	居宅介護支援事業所	管理者と介護支援専門員
2	訪問介護（訪問介護相当サービス）事業所	管理者とサービス提供責任者
3	訪問介護（訪問型サービスA）事業所	管理者と訪問事業責任者 ※ただし訪問介護・訪問介護相当サービスの管理者がサービス提供責任者を兼務している場合は不可
4	訪問看護（介護予防訪問看護）ステーション	管理者と訪問看護師
5	福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）事業所	管理者と専門相談員
6	特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）事業所	管理者と専門相談員
7	5. の貸与及び6. の販売を行う事業所	両事業所の管理者及び 両事業所の専門相談員
8	通所介護（通所介護相当サービス）事業所	管理者と生活相談員

(2) 居宅サービス事業所等に併設する他の居宅サービス事業所等との兼務

管理者のみの兼務

(例) 訪問介護（訪問介護相当サービス）事業所の管理者と訪問看護（介護予防訪問看護）ステーションの管理者

「併設する」とは、居宅サービス事業所等と同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合をいいます。

【注意】

※ (1) 及び (2) の両方の兼務は該当しません。

(例) 居宅介護支援事業所の管理者兼介護支援専門員が、併設する訪問介護（訪問介護相当サービス）事業所の管理者やサービス提供責任者を兼務する場合。

※以上の考え方に該当しない個別事例について、一律に認めないものではなく、人員基準の趣旨を踏まえ、個別に判断することになります。